

平成27年10月6日

第70回 神戸市個人情報保護審議会

後期高齢者医療システムへの情報項目の追加について

(保健福祉局)

神保高国第1964号  
平成27年10月6日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三様

神戸市長 久元喜造

諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について  
貴会の意見を求めます。

記

神戸市後期高齢者医療システムへの情報項目の追加について

(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

神戸市後期高齢者医療システムへの情報項目の追加について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第11条第2項に該当するもの

【データ項目】

(住民情報ファイル)

・制度個人番号(マイナンバー)

・統合宛名番号

◎DV対象者

◎DV登録年月日

## 後期高齢者医療システムへの情報項目の追加について

### 1. 趣旨

#### ①. 制度個人番号（マイナンバー）、及び、統合宛名番号

平成 25 年 5 月 31 日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、番号法という。）別表 1 の 59 項に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務において「制度個人番号（マイナンバー）」の利用を予定している。

後期高齢者医療制度関係事務では、平成 28 年 1 月より「制度個人番号（マイナンバー）」による各種申請書・届出書を受理する上で、制度個人番号（マイナンバー）による相談・照会業務を行う必要があり、後期高齢者医療システムの住民情報ファイルの項目に「制度個人番号（マイナンバー）」を追加する必要がある。

加えて、「統合宛名番号」を取得し庁内の他システムと連携で使用することにより、後期高齢者医療制度関係事務の効率的な運用をはかる。

#### ②. DV情報

DV情報は紙で提供を受けていますが、平成 27 年 12 月上旬より住民基本台帳情報の提供を受ける連携先が現在のホストコンピュータから庁内連携システムである共通基盤に変更されることに伴い、「制度個人番号（マイナンバー）」の他に新たに連携可能となる「DV 対象者」、「DV 登録年月日」を取得し DV 対象者を確実に把握することにより、住民サービスを向上するとともに後期高齢者医療制度関係事務の円滑な運用をはかる。

### 2. 概要

#### ・住民情報ファイル

年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住基情報（世帯単位）等を管理。

制度個人番号（マイナンバー）については、窓口での制度個人番号（マイナンバー）による照会・相談業務への対応及び兵庫県後期高齢者医療広域連合の管理する後期高齢者医療広域連合電算処理システムとの連携情報として使用し、統合宛名番号については統合宛名システム等、庁内他システムとのデータ連携に、また DV 対象者、DV 登録年月日については対象者の把握に使用する。

### 3. 効果

#### ①. 制度個人番号（マイナンバー）、及び、統合宛名番号

制度個人番号（マイナンバー）を活用することにより、被保険者等の資格業務において、各種届出に必要な本人確認書類の提出に代えて利用が可能となる点など、被保険者等の負担軽減につながるが見込まれる。

また、統合宛名番号を導入することにより、市民税システムからのデータ

連携による所得把握を効率化することができる。

## ②. DV情報

市民課で把握した DV 対象者をシステム連携することにより、対応に配慮が必要となる DV 対象者を確実に把握する。

## 4. 実施計画

- ～平成27年11月 後期高齢者医療システム改修・テスト
- 平成27年12月 制度個人番号（マイナンバー）、統合宛名番号、DV情報、連携開始
- 平成28年1月 後期高齢者医療制度関係事務での制度個人番号（マイナンバー）利用開始

## 5. 件数

被保険者等（平成26年度末） 183,874人

## 6. 個人情報（特定個人情報を含む）の保護

後期高齢者医療システムでは、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処しており、本件に関しても同様に対処する。

また、番号法に基づき作成した特定個人情報保護評価書（全項目評価）への記載内容通りの運用が行われているかの確認と必要な改善を行っていく。

### (1) システム上の保護

- ① 端末機の操作にあたっては、職員証等IDカードによる認証をおこない、端末機の操作を関係職員に限定する。加えて、端末に関するログを取得している。
- ② 個人情報（特定個人情報含む）に係るデータについては、端末機には保存せず、入退室管理用IDカードにより、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバにて一括管理する。
- ③ 端末機とサーバは専用回線により接続し、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウイルスからの感染を防止する。

### (2) 運用上の保護

- ① サーバを管理している保管施設への入退室は関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録する。
- ② 端末の操作状況を記録する。また、パスワードは定期的に変更する。
- ③ 不要になったデータ記録媒体はデータを速やかに消去し、記録の内容が復元できない状態にして破棄する。
- ④ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダー処理の焼却処分などの方法で確実に速やかに廃棄する。
- ⑤ 個人情報（特定個人情報を含む）の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。